

令和2年8月27日

保護者の皆様へ

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

鳥栖市立小中学校の留守番電話対応の開始について（お願い）

日頃より、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、鳥栖市教育委員会では、教職員の働き方改革の一環として、学校現場の業務改善を図っております。

この業務改善に伴い、教員の業務負担を軽減し、先生本来の姿である「子どもたちと向き合う時間」の確保に向け、勤務時間外の電話につきまして、市内全小中学校に留守番電話による対応を導入することとしました。

つきましては、下記のとおり運用を開始いたしますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 留守番電話の使用開始日

令和2年8月31日（月）から

2 留守番電話による応答時間（原則として、学校に繋がらない時間帯）

	小学校	中学校
平日	18時00分から翌日7時30分	〈3月1日～9月末日まで〉 19時15分から翌日7時30分 〈10月1日～2月末日まで〉 18時45分から翌日7時30分
土・日曜日、 祝日等	終日	学校管理人が対応している時間 (9時00分から16時30分) 以外
	(ただし、授業や学校行事等を実施する場合は平日と同様。)	
長期休業中	16時45分から翌日8時00分	
学校閉庁日	終日	

3 その他

- (1) 今回設置しました留守番電話は、伝言メッセージを録音するものではありません。
- (2) 留守番電話対応時間帯に、児童生徒の生命や安全に関わる事故や事件、災害など、真に緊急を要する事案が発生した場合には、次の鳥栖市教育委員会の緊急電話へご連絡ください。

〈鳥栖市教育委員会 緊急電話番号〉 **080-8206-6952**

【問い合わせ先】

鳥栖市教育委員会 学校教育課
電話 0942-85-3520